

第8章 国税不服審判所の機構・定員・予算等

第1節 機構

1 概要

昭和37年4月に制定された国税通則法が、昭和45年3月に改正され、同年4月に「国税通則法施行令の一部を改正する政令」、「国税不服審判所組織令」、「国税通則法施行規則の一部を改正する省令」及び「国税不服審判所組織規程（現：国税不服審判所組織規則）」がそれぞれ公布され、これらの法令により国税庁の「附属機関」として国税不服審判所が設置された。

国税不服審判所は、国税庁のある東京に本部が置かれたが、国税不服審判所の事務の一部を取り扱うために、全国に11の支部及び8の支所が設置された。

なお、支部・支所の名称、位置及び管轄区域並びに内部組織等は、国税不服審判所組織規程及び国税不服審判所事務分掌規程（現：国税不服審判所事務分掌規則）等により定められた。

その後、沖縄復帰により昭和47年5月に沖縄支部が設置され、昭和57年7月には青森支所が廃止され現在に至っている。

また、昭和59年7月施行の国家行政組織法及び大蔵省設置法の一部改正により、国税不服審判所は国税庁の「附属機関」から「特別の機関」に改められた。

2 機構の変遷

国税不服審判所は、昭和45年5月1日、国税不服審判所長の下に、国税審判官105人、国税副審判官133人、国税審査官138人、管理課72人、合計449人で発足した。

なお、本部、東京支部、大阪支部の管理課には総務係及び管理係、その他の支部には総務係が置かれた。

その後、機構は表8－1のような変遷を経て、今日に至っている。

表8－1 機構の変遷

年 月	変 遷 内 容
昭和46年7月	○ 国税審判官の増設10人（国税副審判官からの振替）
昭和47年5月	○ 沖縄復帰により、国税不服審判所沖縄事務所が新たに設置されたことに伴い、国税審判官2人（内1人は首席国税審判官）、国税副審判官1人、国税審査官1人、事務官2人の新設
昭和47年7月	○ 国税審判官の増設22人（国税副審判官からの振替） ○ 本部国税審査官の増設1人 ○ 本部管理課会計系の設置 ○ 名古屋支部管理課管理系の設置
昭和48年7月	○ 東京支部管理課会計系の設置
昭和49年7月	○ 大阪支部管理課会計系の設置
昭和50年7月	○ 東京支部管理課課長補佐の設置
昭和51年7月	○ 大阪支部管理課課長補佐の設置
昭和52年7月	○ 国税審判官の増設19人（国税副審判官からの振替18人）
昭和53年7月	○ 国税審判官の増設7人（国税副審判官からの振替） ○ 名古屋支部管理課課長補佐の設置

年 月	変 遷 内 容
昭和55年 7 月	○ 東京支部の総務係を廃止し、総務第一係、総務第二係の設置
昭和56年 7 月	○ 大阪支部の総務係を廃止し、総務第一係、総務第二係の設置
昭和57年 7 月	○ 仙台支部青森支所廃止 ○ 国税審判官の削減 5 人
昭和58年 7 月	○ 国税審判官の削減 1 人 ○ 国税審査官の増設 1 人
昭和59年 7 月	○ 国税審判官の削減 1 人 ○ 国税審査官の増設 1 人
昭和60年 7 月	○ 国税審判官の削減 1 人 ○ 国税副審判官の増設 2 人 ○ 国税審査官の増設 3 人
昭和61年 7 月	○ 本部管理課を廃止し管理室の新設 ○ 国税審判官の増設 1 人 ○ 国税副審判官の増設 2 人 ○ 国税審査官の増設 2 人
平成 2 年 7 月	○ 関東信越支部管理課管理係の設置
平成 5 年 7 月	○ 国税審判官の増設 1 人 ○ 国税副審判官の増設 1 人 ○ 国税審査官の増設 2 人
平成 8 年 7 月	○ 本部の管理係を廃止し、管理第一係、管理第二係の設置
平成12年10月	○ 国税審査官の増設22人
平成26年 7 月	○ 本部管理室に行政救済分析官の新設

3 現在の機構

(1) 本部、支部等

イ 本部、支部

国税不服審判所は、全国を管轄する一つの組織である。しかし、審査請求人の便宜及び審査請求事件の能率的な処理を行うために、その事務の一部を取り扱う「支部」が全国に12か所設置されている。その支部に対応する中央の組織を「本部」と呼んでいる。

本部は国税庁のある東京に置かれ、支部は各国税局の所在地に置かれている。支部の管轄区域は国税局と同一であり、その名称は、例えば東京支部ならば「東京国税不服審判所」という。また、沖縄支部の場合は沖縄国税事務所の所在地に置かれ、管轄区域は沖縄国税事務所と同一で、その名称は「国税不服審判所沖縄事務所」という。

国税不服審判所長が審査手続上有している権限のうち裁決権を除く権限は、原則として支部の首席国税審判官に委任されている。したがって、審査請求に係る事件について、担当審判官等の指定に当たって、国税通則法第94条第2項の規定に該当すること等の理由により、支部において合議体を構成することができない場合など、本部の国税審判官をその担当審判官に指定した事件を除き、ほとんどの審査請求に係る事件については支部で調査、審理がされている。

各支部の名称、所在地及び管轄区域は表 8－2 のとおりである。

表 8－2 国税不服審判所の支部の名称、所在地及び管轄区域

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
札幌国税不服審判所	札幌市	北海道
仙台国税不服審判所	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東信越国税不服審判所	さいたま市	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県
東京国税不服審判所	東京都	千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
金沢国税不服審判所	金沢市	富山県、石川県、福井県
名古屋国税不服審判所	名古屋市	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
大阪国税不服審判所	大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
広島国税不服審判所	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
高松国税不服審判所	高松市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡国税不服審判所	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県
熊本国税不服審判所	熊本市	熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
国税不服審判所沖縄事務所	那覇市	沖縄県

ロ 支所

地方に在住する審査請求人の便宜に供する等のために、「支所」が置かれている支部もある。支所へは支部の事務の一部を取り扱わせるため、支部の国税審判官等が派遣されているが、支所の事務を総括するために、派遣された国税審判官又は国税副審判官のうち 1 人が支所長とされている。

支所の名称、所在地、分掌区域は表 8－3 のとおりである。

支所の事務は、その分掌区域内に納税地を有する者に係る審査請求事件の処理をすること（裁決事務を除く。）であるが、これらの事件のうち、税務署長がした処分でその処分に係る事項に関する調査が国税局の当該職員によってされた旨の記載がある書面により通知されたもの、国税局長及び税関長がした処分に係るもの並びに支部の首席国税審判官（支部所長）が特に指定したものは除かれる。

表 8－3 支所の名称、所在地及び分掌区域

名 称	所 在 地	分 掌 区 域
関東信越国税不服審判所 新潟支所	新潟市	新潟県
〃 長野支所	長野市	長野県
東京国税不服審判所 横浜支所	横浜市	神奈川県
名古屋国税不服審判所 静岡支所	静岡市	静岡県
大阪国税不服審判所 京都支所	京都市	滋賀県、京都府
〃 神戸支所	神戸市	兵庫県
広島国税不服審判所 岡山支所	岡山市	鳥取県、岡山県

(2) 組織

イ 国税不服審判所長

国税不服審判所長は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行う機関である国税不服審判所の長である。

国税不服審判所長の任命は、国税庁長官が行うが、国税庁の施設等機関の長とは異なり、特に財務大臣の承認を要する。

ロ 次長

国税不服審判所長を助け、本部、支部を通じた国税不服審判所全体の事務を整理するために、次長が1人置かれており、国税審判官をもって充てられている。

ハ 首席国税審判官（支部所長）

首席国税審判官は、各支部の長として当該支部の事務を総括しており、国税審判官をもって充てられている。

また、国税不服審判所長が審査手続上有している権限のうち、裁決権を除く権限が原則として委任されており、その名称は、例えば東京国税不服審判所の首席国税審判官であれば「東京国税不服審判所長」という。

ニ 次席国税審判官

東京、大阪及び名古屋の各支部には、首席国税審判官を補佐し、支部の事務を整理するために、次席国税審判官がそれぞれ1人置かれており、国税審判官をもって充てられている。

ホ 部長審判官

国税不服審判所の本部と各支部（沖縄支部を除く。）には、国税審判官の行う事務を総括するために、18名の部長審判官が置かれており、国税審判官をもって充てられている。

次席国税審判官の置かれていない支部の部長審判官は命を受け、支部の事務を整理する。

ヘ 国税審判官

国税審判官は、国税不服審判所長に対してされた審査請求に係る事件について、担当審判官又は参加審判官として調査及び審理を行う（国税審判官の数は、令和2年4月1日現在124人）。

国税審判官の任用資格は、その職務の重要性に鑑み、次のように規定されている。

- ① 弁護士、税理士、公認会計士、大学の教授若しくは准教授、裁判官又は検察官の職にあった経歴を有する者で、かつ、国税に関する学識経験を有するもの
- ② 行政職俸給表（一）による6級若しくは税務職俸給表による6級又はこれらに相当する級以上の国家公務員であって、国税に関する事務に従事した経歴を有する者
- ③ その他国税庁長官が、国税に関し①、②に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認める者

ト 国税副審判官

国税副審判官は、審査請求に係る事件の調査及び審理を行う国税審判官の命を受けて、その事務を整理する（国税副審判官の数は、令和2年4月1日現在81人）。

なお、国税副審判官のうち国税不服審判所長の指名する者は、担当審判官としての職務以外の国税審判官の職務を行うことができる。つまり、指名された国税副審判官は、参加審判官に指定され、国税審判官たる参加審判官と同等の権限で合議体の構成員となることができる。

チ 国税審査官

国税審査官は、国税副審判官と同様に、国税審判官の命を受けてその事務を整理し、審査請求事件の調査及び審理に携わる（国税審査官の数は、令和2年4月1日現在165人）。

リ 管理室（課）

国税不服審判所の本部に管理室、各支部（沖縄支部を除く。）に管理課が置かれている。

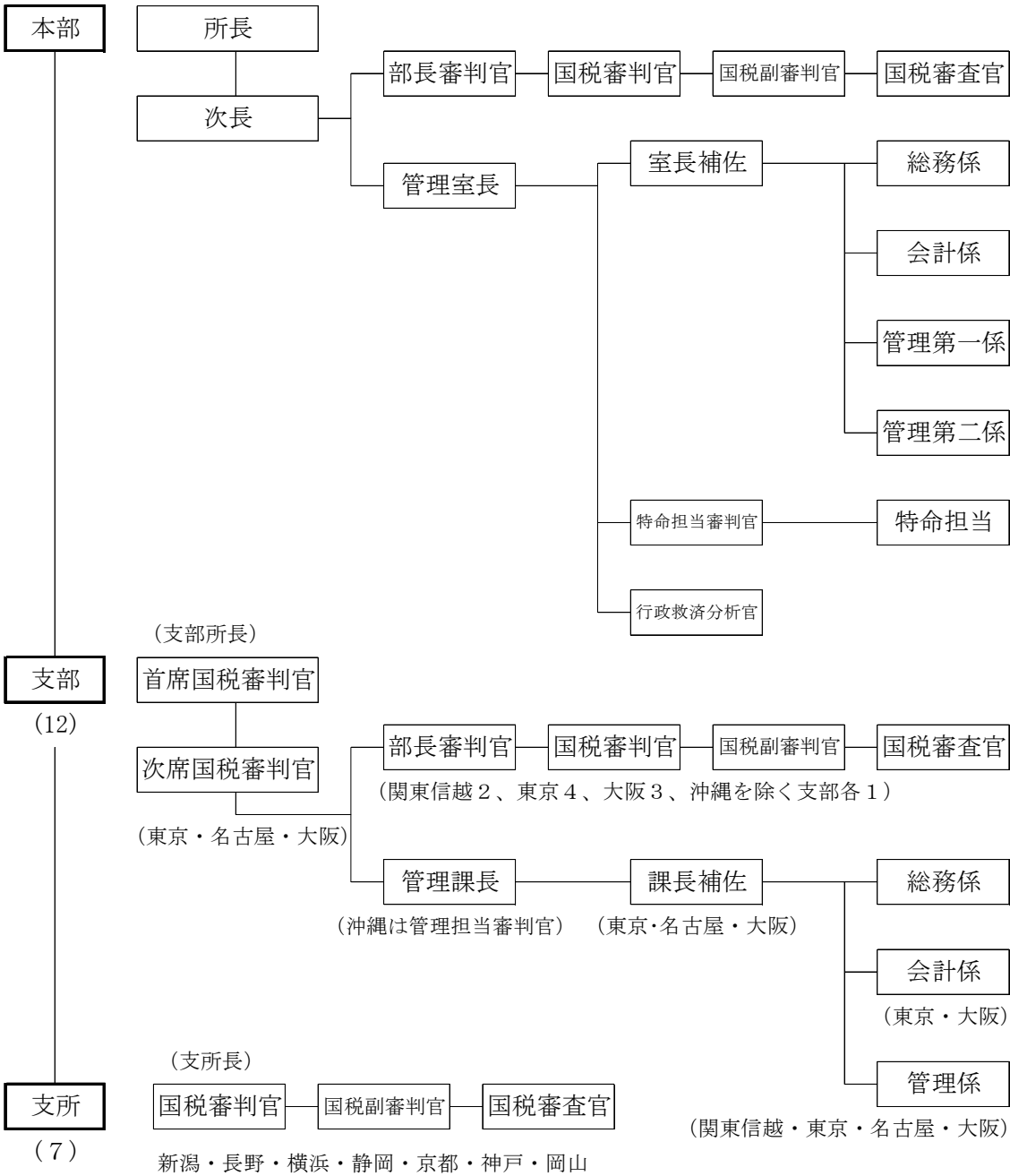
(イ) 本部の管理室には、管理室長及び室長補佐 1 人が置かれ、更に行政救済分析官 1 人並びに総務係、会計係、管理第一係及び管理第二係が置かれており、次の事務を行っている。

- ① 国税不服審判所長の官印及び庁印を保管すること
- ② 人事及び機密に関すること
- ③ 公文書類の審査及び進達を行うこと
- ④ 文書の接受、発送、編集及び保存を行うこと
- ⑤ 経費、会計事務、物品の管理及び庁内の取締りに関すること
- ⑥ 国税不服審判所の事務の運営に関し必要な事項の企画及び立案をし、並びにその実施に係る指導監督に関する事務を行うこと
- ⑦ 国税不服審判所の事務の処理に必要な一般資料の収集整理を行うこと
- ⑧ 上記①ないし⑦に掲げるもののほか、国税不服審判所の事務で他の所掌に属しないものを行うこと

(ロ) 支部の管理課には、管理課長、課長補佐各 1 人（東京・名古屋・大阪）、総務係（東京・大阪にあっては、総務第一係、総務第二係）、会計係（東京・大阪）及び管理係（関東信越・東京・名古屋・大阪）が置かれており、次の事務を行っている。

- ① 首席国税審判官の官印を保管すること
 - ② 人事及び機密に関すること
 - ③ 公文書類の審査及び進達を行うこと
 - ④ 文書の接受、発送、編集及び保存を行うこと
 - ⑤ 経費、会計事務、物品の管理及び庁内の取締りに関すること
 - ⑥ 支部の事務の運営に関し必要な事項の企画及び立案をすること
 - ⑦ 上記①ないし⑥に掲げるもののほか、支部の事務で他の所掌に属しないものを行うこと
- なお、現在の機構は図 8－4 のとおりである。

図 8 - 4 国税不服審判所の機構（令和 2 年度）



第2節 定員

国税不服審判所の定員は、財務省定員細則で定められており、これを受けて国税不服審判所定員細則において、本部及び支部のそれぞれの定員が定められている。

なお、現在の定員及び変遷は表８－５のとおりである。

表８－５ 現在の定員及び変遷

１ 定員（令和２年度）

（単位：人）

	所長	次長	部長審判官	国税審判官	国税副審判官	国税審査官	管理室	合計
本 部	1	1	1	7	2	6	14	32

	首席国税審判官	次席国税審判官	部長審判官	国税審判官	国税副審判官	国税審査官	管理課	合計
札 幌	1		1	4	3	4	3	16
仙 台	1		1	5	3	4	4	18
関 信	1		2	11	11	18	6	49
東 京	1	1	4	37	24	50	15	132
金 沢	1		1	3	1	3	4	13
名 古 屋	1	1	1	14	9	15	8	49
大 阪	1	1	3	20	13	23	12	73
広 島	1		1	7	6	10	5	30
高 松	1		1	5	3	4	3	17
福 岡	1		1	5	3	5	4	19
熊 本	1		1	4	3	3	4	16
沖 縄	1			3	1	1	1	7
支 部 計	12	3	17	118	80	140	69	439

2 定員の変遷

(単位：人)

官職 年度	所長	次長	首席国税審判官	次席国税審判官	部長審判官	国税審判官	国税副審判官	国税審査官	管理課(室)	計
昭45	1	1	11	3	21	69	133	138	72	449
46	1	1	11	3	22	78	123	138	72	449
47	1	1	12	3	22	101	102	140	76	458
48	1	1	12	3	22	101	102	140	76	458
49	1	1	12	3	22	101	102	140	76	458
50	1	1	12	3	22	101	102	140	76	458
51	1	1	12	3	22	101	102	140	76	458
52	1	1	12	3	22	120	84	140	75	458
53	1	1	12	3	22	127	77	140	75	458
54	1	1	12	3	22	127	77	140	75	458
55	1	1	12	3	22	127	77	140	75	458
56	1	1	12	3	22	127	77	140	74	457
57	1	1	12	3	21	外3 123	77	140	74	外3 452
58	1	1	12	3	18	外4 125	77	141	74	外4 452
59	1	1	12	3	18	外4 124	77	142	74	外4 452
60	1	1	12	3	19	外5 122	79	145	70	外5 452
61	1	1	12	3	19	外6 123	81	147	65	外5 452
62	1	1	12	3	19	外6 123	81	147	65	外6 452
63	1	1	12	3	19	外6 123	81	147	65	外6 452
平元	1	1	12	3	19	外6 123	81	147	65	外6 452
2	1	1	12	3	19	外6 123	81	147	65	外6 452
3	1	1	12	3	19	外6 123	81	147	65	外6 452
4	1	1	12	3	19	外6 123	81	147	65	外6 452
5	1	1	12	3	19	外6 124	82	149	65	外6 456
6	1	1	12	3	18	外6 125	82	149	65	外6 456
7	1	1	12	3	18	外6 125	82	149	65	外6 456
8	1	1	12	3	18	外8 125	82	149	65	外8 456
9	1	1	12	3	18	外8 125	82	149	65	外8 456
10	1	1	12	3	18	外8 125	82	149	65	外8 456
11	1	1	12	3	18	外10 125	82	149	65	外10 456
12	1	1	12	3	18	外10 125	82	171	65	外10 478
13	1	1	12	3	18	外10 125	82	171	65	外10 478
14	1	1	12	3	18	外10 125	82	171	65	外10 478
15	1	1	12	3	18	外14 125	82	171	65	外14 478
16	1	1	12	3	18	外14 125	82	171	65	外14 478
17	1	1	12	3	18	外14 125	82	171	65	外14 478
18	1	1	12	3	18	外14 125	82	171	64	外14 477
19	1	1	12	3	18	外14 125	82	171	64	外14 477
20	1	1	12	3	18	外14 125	82	171	64	外14 477
21	1	1	12	3	18	外14 125	82	171	64	外14 477
22	1	1	12	3	18	外14 125	82	171	64	外14 477
23	1	1	12	3	18	外14 125	82	171	62	外14 475
24	1	1	12	3	18	外14 125	82	170	62	外14 474
25	1	1	12	3	18	外14 125	82	169	61	外14 472
26	1	1	12	3	18	外14 125	82	169	61	外14 472
27	1	1	12	3	18	外14 125	82	169	61	外14 472
28	1	1	12	3	18	外14 125	82	169	61	外14 472
29	1	1	12	3	18	外14 125	82	169	60	外14 471
30	1	1	12	3	18	外14 125	82	169	60	外14 471
令元	1	1	12	3	18	外14 125	82	169	60	外14 471
2	1	1	12	3	18	外14 125	82	169	60	外14 471

(注) 外書きは部外併任定数であり、この外に臨時併任定数がある(審判官：8人、副審判官：5人、審査官：12人)。

第3節 予算等

1 国税不服審判所予算額の推移

国税不服審判所予算の総額は、年を追って増加している。ちなみに国税不服審判所発足当時（昭和45年度）と現在（令和2年度）との国税不服審判所予算を対比して見ると、表8－6のとおりである。

表8－6 国税不服審判所予算額の推移

（単位：百万円）

区分		昭和45年度 （発足当時）	昭和55年度 （10年）		平成2年度 （20年）		平成12年度 （30年）		平成22年度 （40年）		令和2年度 （現在）	
		金 額	金 額	倍率	金 額	倍率	金 額	倍率	金 額	倍率	金 額	倍率
予 算 の 内 訳	人件費	(91.7) 871	(93.1) 2,933	倍 3.4	(93.6) 3,768	倍 4.3	(90.9) 4,954	倍 5.7	(92.1) 4,709	倍 5.4	(96.2) 4,646	倍 5.3
	旅 費	(4.7) 45	(3.1) 99	2.2	(3.2) 129	2.9	(2.6) 144	3.2	(1.3) 67	1.5	(1.0) 45	1.0
	物件費等	(3.6) 34	(3.8) 120	3.5	(3.2) 128	3.8	(6.5) 352	10.4	(6.6) 338	9.9	(2.8) 137	4.0
	計	(100) 950	(100) 3,152	3.3	(100) 4,025	4.2	(100) 5,450	5.7	(100) 5,114	5.4	(100) 4,828	5.1

- （注） 1 金額は、いずれも当初予算額である。
 2 各年度の倍率は、昭和45年に対するものである。
 3 各年度の（ ）書きは構成割合を示す。

予算総額を見ると、昭和45年度においては、9億5,000万円であったものが、令和2年度には48億2,800万円と5.1倍に増加している。

予算総額に対する各予算の割合を見た場合、国税不服審判所における予算はその大部分が人件費であり、この割合は発足当時で総額の91.7%、令和2年度で96.2%といずれも非常に大きなウェイトを占めており、国税不服審判所予算の特質を示している。

また、昭和45年度から令和2年度の各予算についての伸びを見ると、旅費については等倍であるが、人件費・物件費等はそれぞれ5.3倍、4.0倍となっている。

2 庁舎の整備状況

国税不服審判所の発足当時の各庁舎は、協議団が使用していた部屋を取りあえずそのまま引き継いだことから、大部分の支部が国税局等の庁舎に同居する状況にあったが、その後合同庁舎の新築に伴い庁舎の移転が行われた。

(1) 本部の庁舎

本部は、昭和45年5月1日発足とともに、国税庁内に入居した。

その後、中央合同庁舎第4号館が昭和46年9月28日に落成したため、同年10月4日同庁舎に移転したが、平成12年度には、中央省庁等再編に伴う庁舎の使用調整が行われ、これにより平成12年7月3日に財務省庁舎4階に移転し今日に至っている。

(2) 支部の庁舎

国税不服審判所発足当時の各支部庁舎の状況は、表８－７のとおり、全ての支部が、国税局等が入居している庁舎の一部を使用しており、事務室も狭いことから庁舎の整備、拡充が必要とされていた。

表８－７ 国税不服審判所発足当時の各支部の状況

支 部 名	入 居 庁 舎 の 状 況
札 幌	札幌国税局等が入居している札幌第２合同庁舎
仙 台	仙台国税局等が入居している仙台第１合同庁舎
関 東 信 越	東京国税局・関東信越国税局等が入居している大手町合同庁舎２号館の２階
東 京	関東信越支部と同様、大手町合同庁舎２号館の２階
金 沢	金沢国税局等が入居している金沢合同庁舎
名 古 屋	名古屋国税局等が入居している名古屋国税総合庁舎
大 阪	大阪国税局等が入居している大阪合同庁舎
広 島	広島国税局等が入居している広島合同庁舎
高 松	高松国税局庁舎
福 岡	福岡国税局庁舎
熊 本	熊本国税局等が入居している熊本合同庁舎１号館

その後、合同庁舎の新築推進に伴う庁舎整備が行われ、表８－８の変遷を経て現在に至っている。

表 8－8 その後の庁舎整備状況

年 月 等	支 部 名	庁 舎 整 備 の 状 況
昭和46年度	東 京	大手町合同庁舎 2 号館 2 階から 9 階に移転し、事務室が拡張された。
	関東信越	
昭和47年度	広 島	陸運局、法務局等の入居している広島合同庁舎 2 号館に移転
昭和47年 5 月	沖 縄	本土復帰に伴い国税不服審判所沖縄事務所（沖縄支部）が新設され、国税事務所と同じく、元琉球政府が使用していた民間ビルに入居
昭和48年度	仙 台	防衛施設局、電波監理局等の入居している仙台第 2 合同庁舎に移転
	高 松	陸運局等の入居している高松第 2 地方合同庁舎に移転
	大 阪	大阪国税局、陸運局等の入居している大阪合同庁舎第 3 号館に移転
昭和50年度	福 岡	防衛施設局、陸運局等の入居している福岡第 2 合同庁舎に移転
昭和52年度	名 古 屋	名古屋国税局 A D P センター等の入居している名古屋第 2 国税総合庁舎に移転
昭和55年 1 月	金 沢	新たに完成した金沢第 2 庁舎（平成 2 年 4 月 1 日に金沢新神田合同庁舎に名称変更）に移転
昭和55年 4 月	沖 縄	新たに完成した沖縄国税総合庁舎に移転
昭和56年 8 月	高 松	高松国税総合庁舎に移転
昭和62年 4 月	関東信越	関東信越国税総合庁舎に移転
昭和62年 5 月	東 京	関東信越国税総合庁舎に移転
昭和62年10月	広 島	広島合同庁舎 4 号館に移転
平成 4 年12月	熊 本	熊本合同庁舎 4 号館に移転
平成12年 3 月	関東信越	関東信越国税局とともに「さいたま新都心合同庁舎 1 号館」に移転
	東 京	関東信越国税局が移転したため、庁舎名が関東信越国税総合庁舎から九段第 2 合同庁舎に変更
平成18年 9 月	福 岡	福岡合同庁舎に移転
平成27年 1 月	熊 本	熊本地方合同庁舎 B 棟に移転
令和元年 5 月	高 松	高松第二国税総合庁舎に移転

(3) 支所の庁舎

国税不服審判所発足当時の各支所の庁舎状況は、表 8－9 のとおり、全ての支所が税務署の庁舎の一部を使用していた。

表 8－9 国税不服審判所発足当時の各支所の状況

支 所 名	入 居 庁 舎 の 状 況
横 浜 支 所	横浜中税務署庁舎
長 野 支 所	長野税務署庁舎
新 潟 支 所	新潟税務署庁舎
京 都 支 所	上京税務署庁舎
神 戸 支 所	神戸税務署庁舎
青 森 支 所	青森税務署庁舎（昭和 57 年 7 月廃止）
静 岡 支 所	静岡税務署庁舎
岡 山 支 所	岡山税務署（昭和 49 年 10 月に岡山東税務署となる）庁舎

その後、昭和45年12月、京都支所が左京税務署庁舎に移転したのをはじめ、昭和46年度には、神戸支所が兵庫税務署庁舎に、昭和51年度には、横浜支所が横浜地方合同庁舎に移転した。
なお、令和 2 年 4 月現在の庁舎の現況は表 8－10 のとおりとなっている。

表 8－10 国税不服審判所庁舎の現況表

(1) 本部・支部

区 分	入 居 庁 舎 名	竣 工 年 月	入 居 年 月	主 な 入 居 官 署	合同庁舎の管理官署	入居階数	備 考
本 部	財務省本庁舎	昭和15年 6 月	平成12年 7 月	・財務省・国税庁	財務省	4 階	中央合同庁舎 4 号館から移転
札 幌	札幌第 2 合同	昭和43年12月	昭和45年 5 月	・札幌国税局・札幌中税務署・札幌税関支署・北海道運輸局・独立行政法人農林水産消費安全技術センター札幌センター	札幌国税局	8 階	
仙 台	仙台第 2 合同	昭和47年12月	昭和48年 1 月	・東北厚生局・人事院東北事務局・東北地方環境事務所・公正取引委員会・関東東北産業保安監督部・東北管区行政評価局・東北総合通信局	東北総合通信局	4 階	
関東信越	さいたま新都心合同庁舎 1 号館	平成12年 2 月	平成12年 3 月	・関東信越国税局・浦和税務署・関東財務局・関東管区行政評価局・関東信越厚生局・関東経済産業局・関東東北産業保安監督部・人事院関東事務局	関東財務局	21階	九段第 2 合同庁舎から移転
東 京	九段第 2 合同	昭和62年 3 月	昭和62年 5 月	・麹町税務署・東京法務局・東京航空局・国土地理院関東地方測量部	東京法務局	10・11階	
金 沢	金沢新神田合同	昭和55年 1 月	昭和55年 1 月	・北陸財務局・金沢地方法務局・金沢労働基準監督署・自衛隊石川地方協力本部・北陸農政局土地改良技術事務所・金沢国税局	北陸財務局	7 階	
名 古 屋	名古屋第 2 国税総合	昭和52年 6 月	昭和52年 9 月	・名古屋国税局	名古屋国税局	7・8 階	
大 阪	大阪合同第 3 号館	昭和49年 3 月	昭和49年 3 月	・大阪国税局・東税務署・近畿地方整備局	大阪国税局	13階	
広 島	広島第 4 合同	昭和62年 9 月	昭和62年10月	・広島国税局・中国財務局・広島地方気象台・中国四国厚生局・広島橋正管区・中国四国管区行政評価局・中国運輸局・自衛隊広島地方協力本部・中国四国防衛局	中国財務局	9 階	
高 松	高松第二国税総合	昭和59年 3 月	令和元年 5 月	・高松国税局	高松国税局	2 階	高松国税総合庁舎から移転
福 岡	福岡合同	平成18年 7 月	平成18年 9 月	・福岡国税局・福岡労働局・九州運輸局・福岡財務支局・人事院九州事務局・九州経済産業局	福岡財務支局	6 階	福岡第 2 合同庁舎から移転
熊 本	熊本地方合同 B 棟	平成26年10月	平成27年 1 月	・熊本国税局・熊本西税務署・熊本行政評価事務所・長崎税関八代税関支署熊本出張所・九州地方環境事務所・自衛隊熊本地方協力本部	九州財務局	4 階	熊本合同庁舎 4 号館から移転
沖 縄	沖縄国税総合	昭和55年 3 月	昭和55年 3 月	・沖縄国税事務所・那覇税務署	沖縄国税事務所	6 階	

(2) 支所

区 分	入 居 庁 舎 名	竣 工 年 月	入 居 年 月	主 な 入 居 官 署	合同庁舎の管理官署	入居階数	備 考
新 潟	新潟税務署	平成27年 3 月	平成27年 5 月	・新潟税務署	新潟税務署	2 階	新潟税務署本館から移転
長 野	長野税務署	昭和44年12月	昭和45年 5 月	・長野税務署	長野税務署	2 階	
横 浜	横浜地方合同	昭和51年 8 月	昭和51年 9 月	・横浜中税務署・関東地方整備局横浜営繕事務所・防衛省南関東防衛局調達部装備課・神奈川行政評価事務所・関東信越厚生局神奈川年金審査分室	横浜中税務署	7 階	
静 岡	静岡税務署	平成16年12月	平成16年12月	・静岡税務署	静岡税務署	2 階	静岡税務署本館から移転
京 都	左京税務署	昭和45年12月	昭和45年12月	・左京税務署	左京税務署	3 階	
神 戸	兵庫税務署	昭和46年 3 月	昭和46年 4 月	・兵庫税務署	兵庫税務署	3 階	
岡 山	岡山東税務署	昭和34年12月	平成12年10月	・岡山東税務署	岡山東税務署	1 階	岡山東税務署本館から移転